

令和8年 10 月1日

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する方針

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

会長 梶藤 和彦

1 基本的な考え方

春日井市社会福祉協議会は、性別を問わず、全ての求職者、実習生、ボランティア等(以下、「求職者等」という。)が、セクシュアルハラスメントのない環境で安心して活動できることを重視します。

令和 8 年 10 月 1 日から、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策が事業主の義務となることを踏まえ、当協議会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容しないことを明確にし、厳正に対処します。

2 セクシュアルハラスメントの定義

本方針におけるセクシュアルハラスメントとは、相手方の意に反する性的な言動により、求職者等の尊厳を傷つけたり、不快感や不安を与える行為を指します。具体的には、次のような行為が含まれます。

- (1) 性的な冗談、からかい、冷やかし
- (2) わいせつな写真や画像の提示、送付
- (3) 性的な関係を強要する、または示唆する言動
- (4) 望まない身体への接触
- (5) その他、求職者等に対して不快感を与える性的な言動

3 事業主が講じる措置

(1) 方針の明確化と周知・啓発

当協議会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容しないことを明確にし、この方針を全ての役職員、関係者に周知徹底します。就職説明会、インターンシップ、ボランティア活動等の機会を通じて、求職者等に対しても本方針を積極的に周知します。セクシュアルハラスメントに関する研修を定期的の実施し、セクシュアルハラスメントに関する理解を深め、発生防止に努めます。

(2) 相談体制の整備

求職者等がセクシュアルハラスメントに関する相談を安心して行えるよう、相談窓口を

設置します。相談窓口の連絡先(電話番号、メールアドレスなど)は、広報誌、ウェブサイト、説明会資料等で明確に周知します。相談は匿名でも受け付け、相談者のプライバシーは厳守します。

(3) 事実関係の迅速かつ適切な確認

セクシュアルハラスメントに関する相談があった場合、事実関係の迅速かつ正確な確認を行います。関係者からの聴き取り等、公正な方法で事実確認を進めます。

(4) 適正な事後措置

セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、行為者に対して就業規則に基づき厳正に対処します。被害者である求職者等の意向を尊重し、心のケアや必要な支援を行います。事案の再発防止のため、研修の強化、組織体制の見直しなど、必要な措置を講じます。

(5) プライバシー保護と不利益取扱いの禁止

セクシュアルハラスメントに関する相談や事実確認の過程で知り得た個人情報やプライバシーは厳守します。相談を行ったこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、求職者等や協力者が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

4 相談が可能な方

求職者等で、当協議会の職員からセクシュアルハラスメントを受けた人

5 相談窓口

総務課 職員担当 TEL:84-3699

※1 相談の内容から、同性の職員を希望する場合は、その旨をお申し出ください。

※2 行為者が職員担当の場合は、担当外の職員(経理担当)を指名することができます。

6 職員によるセクシュアルハラスメントが確認された場合の対応

セクシュアルハラスメント行為が確認された場合、当協議会は行為者に対して厳正な対応を行うとともに、被害者の意向を尊重した適切な措置を講じます。

7 その他

相談には公平に、相談者、行為者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシーを守って対応します。また、相談者及び事実関係の確認に協力した者に、不利益な取扱いは行いません。セクシュアルハラスメントの事実が確認できた場合は、必要な措置を実施し、再発防止策を講じるなど適切に対処します。